

## 内部通報制度及び公益通報者保護に関する規程

一般財団法人 少林寺拳法連盟

### (目的)

第1条 本規程は、一般財団法人少林寺拳法連盟(以下「本法人」という。)において、会員(個人または団体)による、暴力行為やパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他組織的または個人的な法令違反行為等(以下「通報事案」という。)に関する相談または通報(以下「通報等」という。)の適正な処理の仕組みを定めることにより、通報者を保護しつつ不正行為等の早期発見と是正を図り、もって本法人の社会的信頼の向上に資することを目的とする。

### (名称)

第2条 本法人において定める内部通報制度を「少林寺拳法連盟 通報窓口」という。

### (通報窓口)

第3条 本法人は、会員等から通報を受け付ける窓口を以下のとおりとする。

- (1)電話 0877-33-2020
  - (2)電子メール soudan@shorinjikempo.or.jp
  - (3)文書(郵便) 一般財団法人少林寺拳法連盟 通報窓口気付  
〒764-8511 香川県仲多度郡多度津町本通 3-1-59
- 2 通報窓口は、通報等されたすべての事案を運営指導課に報告する。
  - 3 通報事案と特別の利害関係を有する者は、通報への対応から除外するものとする。

### (通報制度の利用者)

第4条 通報制度の利用可能者は、本法人の普通個人会員、その親権者・代理人等、本法人または本法人の団体会員の役職員(以下「役職員等」という。)とする。

### (通報の方法及び利用者への周知)

第5条 通報者は、当該問題の解決を目的として、氏名及び所属などを明らかにし、第3条に定める方法によって通報を行うものとする。

- 2 通報者は、通報窓口以外に氏名・所属等を明らかにしないことを希望する旨を、申し出ることができる。
- 3 本法人は、「少林寺拳法連盟 通報窓口」の具体的な利用方法をウェブサイトや広報誌等に掲載し、その周知を図る。

### (通報等対象事実)

第6条 本制度における通報対象事実は、本法人の会員、役職員等が関係する以下の行為とする。

- (1)本法人の定款・諸規程に反する行為・事実及びその疑いのある行為・事実(ただし、努力義務に関するものを除く)
- (2)法令違反及びその疑いのある行為・事実のうち、社会的影響が大きく、本法人の品位・名誉を害するおそれのあるもの

### (通報等努力)

第7条 会員および役職員等は、前条に定める事実が生じ又は生じるおそれがある場合は、これを正

当化し又は黙認することがあってはならず、通報等を行うことにより、前条に定める事実の是正・防止に努めるものとする。

#### (不当な通報等の禁止)

第8条 通報等は、対象事実が存在し、または存在すると合理的に考えられる場合にのみ行うものとし、個人的利益を図る目的、私怨を晴らす目的、誹謗・中傷等の目的で行ってはならない。

#### (適切な対応)

第9条 本法人は、コンプライアンス委員会の意見を受け、対応すべき主体を決定し、本法人が対応すべきと判断した事案については本法人の規程類に基づき適切に対応し、団体会員等において対応すべきと判断した事案については当該団体に対して適切に対応するよう求めるものとする。

#### (協力義務)

第10条 通報者、会員及び役職員等は、内部通報に係る事実確認、調査、その他連絡等について調査担当者から協力を求められた場合は、これに協力しなければならない。

#### (通報者への報告)

第11条 本法人は、通報事案への対応について、必要に応じて、通報者に報告するものとする。ただし、報告の内容は、調査対象者・関係者の個人情報及びプライバシーに配慮しなければならない。

#### (通報者の保護)

第12条 役職員等は、通報者を探索してはならない。

- 2 本法人は、通報者に対して、通報等をしたことを理由とするいかなる不利益取扱いも行わないよう、適切な措置を講じるものとし、団体会員等に対しても同様の措置を講じるよう求めるものとする。
- 3 本法人は、前項の不利益取扱いや通報者に対する嫌がらせ等が行われた場合は、それらを行った者に対して、本法人の諸規程に従って処分を科すことができる。

#### (通報者保護制度のための教育)

第13条 本法人および本法人の団体会員は、役職員等に対して、通報等が正当な行為であることの教育を含む通報者保護制度に関する研修を行うよう、努めなければならない。

#### (情報の記録と管理)

第14条 事務局は振興普及部運営指導課とし、通報者の氏名(匿名の場合を除く。)、通報の経緯、内容及び証拠等をまとめ記録・保管するものとする。

- 2 通報事案に関与した全ての者は、調査対応において必要な場合を除き、通報者の氏名等個人の特定期間内における情報、通報事項および調査内容を、他に一切開示してはならない。
- 3 役職員等は、通報窓口や事務局等に対して、通報者の氏名等を開示するよう求めてはならない。

#### (利益相反関係の排除)

第15条 通報事案に関与する全ての者は、自らが関係する法令違反、本連盟の規程違反、不適切な行

為又はこれらのおそれがある行為についての通報の処理に関与してはならない。

(改正)

第16条 本規程は、理事会の議決を経て、改正することができる。

(施行細則)

第17条 本規程の実施について必要な事項については、会長が別に定める。

附則 本規程は、2024年4月1日から施行する。